

令和８年度 宮城県・仙台市 医療的ケア児等支援者養成研修開催要領

1 目的

日常生活および社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

2 実施主体

宮城県、仙台市（運営：宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」）

3 実施方法

オンデマンド配信による研修を実施し、受講管理はオンラインシステムにより行います。

4 配信期間

令和８年１０月１日（木）から１０月２７日（火）まで

※ 配信期間内にすべての講義を視聴し、振り返りシートを入力することで受講完了となります。

5 対象者

県内の事業所等*で医療的ケア児等を支援している者及び今後支援を予定する者

※ 相談支援事業所、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、放課後児童クラブ、調剤薬局、行政機関 等

6 定員

先着１００人

※ 多くの事業所に受講していただくため、申込は各事業所２人までとします。

※ 定員に達した場合は、申込期間中であっても受付を終了いたします。

7 内容

別表のとおり

8 受講料

無料

9 申込方法等

受付開始：令和８年８月２８日（金）午前９時より

締め切り：令和８年９月１１日（金）正午まで

右記の QR コード又は下記 URL からお申し込みください。

申込 URL: <https://forms.gle/cnDiqocvwSzYd3re7>

※申込は先着順とし、定員に達した時点で受付を終了します。

二次元コード



10 照会・申込先

宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」

電話： ０２２－３４６－７８３５ FAX： ０２２－３４６－７８３６

11 その他

（１）本研修の内容は、「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」（平成 31 年 3 月 27 日障発

0327 第 19 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(最終改正 令和 6 年 3 月 29 日))
に定める標準的なカリキュラムに準拠しています。

- (2) 受講者には、電子メールにて動画の視聴方法等についてご案内いたします。
- (3) 研修動画の録画、録音、資料及び事例の公開・漏洩、講師資料の無断転用・転載等はお断りします。なお、研修の申込をもって、上記の内容に同意があったものといたします。
- (4) 本研修は、医療的ケア児等支援者養成研修となります。受講修了証の発行はございませんのでご注意ください。

別表

令和8年度宮城県・仙台市医療的ケア児等支援者養成研修 研修内容

※配信期間内にすべての講義を視聴し、振り返りシートへの入力を持って受講完了となります。

時間	研修内容
60 分	総論（地域におけるこどもの発達と支援、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割）
40 分	連携①（医療・保健・福祉・教育・労働の連携、災害対策支援）
90 分	医療、保健①（障害のある子どもの成長と発達の特徴、疾患の特徴、生理、救急時の対応、災害対策支援）
60 分	医療、保健②（摂食嚥下、口腔ケア）
45 分	ライフステージにおける支援①（NICU からの在宅移行支援）
30 分	医療、保健③（訪問看護の仕組みと実際の活動、感染対策）
30 分	医療、保健④（母子保健）
30 分	福祉、保育、教育、労働①（遊び・保育）
30 分	ライフステージにおける支援②（教育）
75 分	ライフステージにおける支援③（各ライフステージにおける相談支援に必要な視点/支援、医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援）
90 分	福祉、保育、教育、労働②（支援の基本的枠組み、福祉、労働、虐待防止対策）
120 分	福祉、保育、教育、労働③（本人・家族の思いの理解）
45 分	福祉、保育、教育、労働④（家族支援）
40 分	ライフステージにおける支援④（支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる）
40 分	連携②（支援体制整備事例）
60 分	連携③（地域の資源開拓・創出方法）